

OWTF 減容処理設備の運転計画等に関する労働者派遣契約

仕 様 書

OWTF 減容処理設備の運転計画等に関する労働者派遣契約 仕様書

1. 目 的

本仕様書は、日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所 環境技術開発部 減容処理施設準備室（以下「機構」という。）が所掌する固体廃棄物減容処理施設（OWTF）の減容処理設備の設計条件を踏まえ、運転計画および条件設定等に関する計画書および要領書作成等に関する労働者派遣契約について定めたものである。

2. 業務内容

2.1. 主たる業務

- (1) 減容処理設備の試運転、運転及び保守（遠隔保守含む）並びに付随する検査に関する助勢業務
 - ① 試運転及び運転に伴う要領書類の作成（立案、対策検討含む）及び管理に係る助勢業務
 - ② 試運転及び運転に伴う工程管理、安全管理、操作実務、点検記録等の作成及び管理に係る助勢業務
 - ③ 保守（遠隔保守含む）に伴う要領書類の作成、実務、点検記録等の作成及び管理に係る助勢業務
 - ④ 設計条件を踏まえた、運転計画及び条件設定等に係る助成業務
- (2) 内装設備等の使用前事業者検査等に関する検査助勢業務
 - ① 使用前事業者検査等の受検に係る助勢業務

2.2. その他業務

- (1) 製作設計図書類に関する助勢業務
 - ① 現地施行図書及び検査図書等の審査
 - ② 法令、契約仕様書及び許認可申請書の仕様との比較チェック、各種記録作成
 - ③ 図書の台帳登録、ファイリング及び受発信管理
- (2) 許認可に関する助勢業務
 - ① 許認可に係る資料作成に係る業務
 - ② 許認可を踏まえた製作設計図書等の審査に係る業務
- (3) 設備維持管理（建家、電気、換気空調等）及び物品管理に関する助勢業務
 - ① 建家、設備の点検及び維持管理
 - ② 物品の点検及び維持管理
- (4) 現地作業（工事監理、保安立会等）に関する助勢業務
 - ① 現地作業要領書等の審査
 - ② 現地作業時の安全管理確認
 - ③ 受注者支給品の所内移送作業及び安全管理確認
- (5) OWTF運転準備に関する助勢業務
 - ① 治具、備品類のリスト作成
 - ② 要領書、記録、成績書等の作成及び確認

(6) 遠隔保守試験に関する助勢業務

- ① 遠隔保守試験に係る要領書、手順書の作成及び確認
- ② 遠隔保守試験時の安全管理確認

3. 派遣労働者の要件等

(1) 基本的要件

- ① Microsoft word・Excel により書類作成・印刷等の操作ができ、Microsoft Excel については、関数を用いた表計算・グラフが行うことができる。
- ② Microsoft Edge 等により Web ページの閲覧が出来る。また、Web ページを検索し、業務に必要な情報を入手できる。

(2) 技術的要件

- ① 原子力関連施設の業務従事経験が 1 年以上あること。
- ② 原子力関連施設の設備の運転及び保守（遠隔保守含む）の経験が 1 年以上あること。

(3) 業務遂行にあたり派遣労働者が具備すべき条件

- ① 職務上の問題点を複数の専門的知識に照らして、分析し、いろいろな視点から新しい考え方やより良い方法を求め、問題解決の手段・方法を具体化した上で、正確に作業を遂行できる。
- ② 指示された作業を把握し、問題なく対応できる。
- ③ 指示された作業の計画の作成を的確に行える。
- ④ メーカーの設計図書、検査図書、工程に関する審査、調整を行える。
- ⑤ 減容処理施設準備室で働く職員、従業員のみならず機構内外の関連部署の担当者と協力して作業するとともに良好な人間関係を構築、維持できる。

(4) 派遣労働者の条件

派遣労働者を「無期雇用派遣労働者に限定する」とする。

(5) 派遣者労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし。

4. 組織単位

日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所
環境技術開発部 減容処理施設準備室

5. 就業場所

(住所)茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地
日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所
環境技術開発部 減容処理施設準備室 居室(旧計算室)

固体廃棄物減容処理施設（非管理区域）

TEL:029-267-1919 内線 5840

その他、指揮命令者と事前に協議して定めた場所

なお、機構が認めた場合に限り必要に応じて在宅勤務を命ずることがある。その場合の就業場所は、派遣労働者の自宅とし、在宅勤務により発生する一切の経費（通信費・水道光熱費等）については、派遣労働者又は派遣元の負担とする。

また、在宅勤務にあたっては、機構のルール及び指示に従うこと。

6. 指揮命令者

日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所

環境技術開発部 減容処理施設準備室長

TEL:029-267-1919 内線 5840

7. 派遣期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（1 年間）

8. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）、機構創立記念日（10 月の第 1 金曜日とする。但し、10 月 1 日が金曜日の場合は、10 月 8 日とする。）、その他当機構が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

ただし、当機構の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。

なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

9. 就業時間及び休憩時間

(1) 就業時間 9 時から 17 時 30 分まで

(2) 休憩時間 12 時から 13 時まで

当機構の業務の都合により、就業時間外労働を行わせることができる。

就業時間外の労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

ただし、機構が業務に支障がないと認めた場合は就業時間を変更することができる。なお、指揮命令者は派遣元へ事前に適用の可否を確認するものとする。

10. 派遣先責任者

日本原子力研究開発機構

大洗原子力工学研究所 運営管理部 労務課長

11. 派遣人員

1 名

12. 業務終了の確認

機構が定める就業状況報告により本仕様書の定める業務の終了を確認する。

13. 提出書類

部数: 次の提出先に各 1 部、

提出先: 「指揮命令者」及び「派遣先責任者」

- (1) 労働者派遣事業許可証(写)(契約後)
- (2) 派遣元の時間外休日勤務協定書(写)(契約後及び変更の都度速やかに)
- (3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号(契約後及び変更の都度速やかに)
- (4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書(契約後及び変更の都度速やかに)
- (5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類(契約後及び変更の都度速やかに)
※届出日付又は取得日付を含む。
- (6) その他必要となる書類

14. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA機器等)が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

15. 特記事項

- (1) 本業務の実施にあたって、派遣元会社は派遣労働者に対し、次に掲げる当機構大洗原子力工学研究所内規定を遵守させるものとする。また、同規定に基づく必要な保安教育、保安訓練及び品質マネジメントシステム活動へ参加させるものとする。
 - ① 大洗原子力工学研究所 原子炉施設保安規定(南地区)
 - ② 大洗原子力工学研究所 核燃料物質使用施設等保安規定(南地区)
 - ③ 大洗原子力工学研究所 廃棄物管理施設保安規定
 - ④ 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書及び下部要領
 - ⑤ その他、大洗原子力工学研究所 所内規程等
- (2) 本業務の実施にあたって、派遣元会社は、派遣労働者に対し、当機構の情報セキュリティに関する規則等を遵守させる措置を講ずること。
- (3) 派遣元会社の派遣労働者が本仕様書の定める業務従事中に行った職務に属する発明、考案、創作又は著作(プログラムを含む)、その他すべての知的財産は、当機構の知的財産取扱規定(17(規程)第72号)等の規則に従うものとする。
- (4) 派遣元会社の派遣労働者が本仕様書の定める業務にて取得した成果等を外部へ発表する場合は、当機構の承認を得るとともに外部発表の取扱いについて(17(達)第35号)に従うものとする。
- (5) 異常事態等が発生した場合、機構の指示に従い行動するものとする。また、機構が伝染性の疾病に対する対策を目的として行動計画等の対処方針を定めた場合は、これに協力するものとする。

- (6) 当機構の業務の都合により出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、契約書別紙に定める費用を当機構が負担する。
- (7) その他仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書にない細部については、機構と協議しその指示に従うこと。

以上